

# 佐賀県採石業者登録事務取扱要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）に基づく採石業者の登録に係る事項について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(採石業者登録申請書の提出)

**第2条** 法第32条の採石業者の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）には、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号。以下「省令」という。）第8条の規定に基づき、様式第1による採石業者登録申請書及び添付書類を河川砂防課長（以下「課長」という。）に提出させるものとする。

2 申請書の添付書類のうち、法令に様式の定めのないものの様式は、次の各号のとおりとする。

(1) 省令第8条第2項第1号及び第3号の誓約書は、様式第1号によるものとする。

(2) 省令第8条第2項第4号の証書は、様式第2号によるものとする。

3 申請書には、申請者が個人の場合は、省令に掲げる書類のほか、申請者が県外の者である場合は申請者の住民票（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。）第2条第5項に規定する個人番号をいい、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード以外のものを含む。）が記載されていないものに限る。以下同じ。）を添付させるものとする。

(登録及び通知)

**第3条** 課長は、前条の申請書の審査が終了したときは、法第32条の4の規定により登録を拒否する場合を除き、申請者の法第32条の2第1項各号に掲げる事項（以下「登録事項」という。）、登録の年月日及び登録番号を採石業者登録簿に登録するものとする。

2 課長は、前項の登録をしたときは、法第32条の3第2項の規定に基づき、申請者に様式第4号による採石業者登録証（以下「登録証」という。）を交付して通知するものとする。

3 課長は、前項の規定により登録証を交付したときは、登録証の写しを添えて関係土木事務所長（以下「所長」という。）に通知するものとする。

(採石業承継届書の提出)

**第4条** 佐賀県で採石業者の登録を受けている者が採石業者の地位を承継したときは、省令第8条の3の規定に基づき、様式第3及び様式第4による採石業承継届書並びに添付書類を課長に提出させるものとする。

- 2 佐賀県で採石業者の登録を受けていない者が採石業者の地位を承継したときは、省令第8条の3の規定に基づき、様式第4による採石業承継届書及び添付書類を課長に提出させるものとする。
- 3 承継届書の添付書類のうち、省令第8条の3第2項第1号及び第5号の事業の全部の譲渡し（承継）があったことを証する書面は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 被承継者が採取計画の認可を受けている場合は、次に掲げる書類
    - ア 使用土地一覧表（佐賀県岩石採取計画認可事務等取扱要領関係様式第4号）
    - イ 岩石採取場の区域に含まれるすべての土地の登記簿謄本
    - ウ 岩石採取場で岩石の採取を行うことについて、承継者が、権原を有する、又は取得する見込みが十分であることを示す書面
    - エ 岩石の採取に係る行為に関し、承継者が、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けている、又は受ける見込みがあることを示す書面
    - オ 保証書（佐賀県岩石採取計画認可事務等取扱要領関係様式第3号）
  - (2) 業務管理者の変更又は事務所の新設を伴う場合は、省令第8条第2項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる書類
- 4 承継届書の添付書類のうち、省令第8条の3第2項第6号の誓約書は、様式第1号によるものとする。
- 5 承継届書には、省令に掲げる書面のほか、様式第4号の2による承継事項証明書を添付させるものとする。
- 6 承継届書の提出に際しては、被承継者の登録証及び承継者が佐賀県で採石業者の登録を受けている場合はその登録証を、課長に返納させるものとする。

（承継事項の登録及び通知）

**第5条** 課長は、前条の届出があった場合は、被承継者の登録事項を採石業者登録簿から削除し、承継者の登録事項を採石業者登録簿に登録するものとする。

- 2 課長は、前項の登録をしたときは、承継者に登録証を交付して通知するものとする。
- 3 課長は、前項の規定により登録証を交付したときは、登録証の写しを添えて所長に通知するものとする。

（登録事項変更届書の提出）

**第6条** 登録事項に変更のあった採石業者には、省令第8条の4の規定に基づき、様式第7による登録事項変更届書及び添付書類を課長に提出させるものとする。

- 2 変更届書の添付書類のうち、省令第8条の4第2項の誓約書は、様式第1号によるものとする。
- 3 変更届書には、省令に掲げる書類のほか、次の書類を添付させるものとする。
  - (1) 登録を受けた個人の氏名若しくは住所又は業務管理者の氏名に変更があった場合、その個人が県外の者である場合は、その個人の住民票
  - (2) 変更が、法人の名称、住所、代表者又は業務を行う役員に係るものであるときは、その法人の登記事項証明書

4 変更届書の提出に際しては、保有している登録証を、課長に返納させるものとする。

(登録事項の変更及び通知)

**第7条** 課長は、前条の届出があった場合は、変更後の登録事項を採石業者登録簿に登録するものとする。

2 課長は、前項の登録をしたときは、当該届出を行った採石業者に登録証を交付して通知するものとする。

3 課長は、前項の規定により登録証を交付したときは、登録証の写しを添えて所長に通知するものとする。

(登録証の再交付)

**第8条** 交付を受けた登録証を汚し、又は失ってその再交付を受けようとする者には、様式第5号による登録証再交付申請書を課長に提出させるものとする。

2 登録証を汚した場合に前項の申請を行う者には、保有している登録証を課長に返納させるものとする。

(採石業廃止届書の提出)

**第9条** 採石業を廃止した者には、省令第8条の5の規定に基づき、様式第8による採石業廃止届書を課長に提出させるものとする。

2 廃止届書の提出に際しては、保有している登録証を課長に返納させるものとする。

(登録の廃止及び通知)

**第10条** 課長は、前条の届出があった場合は、法第32条の11の規定に基づき当該届出を行った採石業者の登録を消除し、その旨を届出を行った採石業者及び所長に通知するものとする。

(登録の取消し等)

**第11条** 課長は、法第32条の10の規定に基づく登録の取消し処分を行った場合は、法第32条の10第2項の規定に基づき当該採石業者にその旨を通知し、保有している登録証を返納させるものとする。

2 課長は、法第32条の10の規定に基づく登録の取消し処分を行った場合は、法第32条の11の規定に基づき当該採石業者の登録を消除し、その旨を所長に通知するものとする。

(暴力団員等の排除)

**第12条** 課長は、第2条の申請又は第4条若しくは第6条の届出があった場合は、法第32条の4第1項第4号から第7号に規定された登録の拒否要件（以下「欠格要件」という。）に該当するか否かについて、佐賀県警察本部暴力団対策主管課に対し様式第6号により確認（以下「県警確認」という。）するものとする。

- 2 県警確認の結果、欠格要件に該当しないことが明らかとなった者は、様式第7号による暴力団排除確認済み名簿に登録するものとする。
- 3 暴力団排除確認済み名簿に登録された者については、その登録の日から3年間（欠格要件に該当するおそれがあると認められる場合を除く。）は第1項の規定は適用しない。

附 則

この要領は、平成14年12月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年8月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年12月26日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前5年間に法第32条の登録を受け、又は施行日において法第33条の認可を受けている採石業者には、第2条の申請又は第4条若しくは第6条の届出があったものとして第12条の規定を適用する。この場合において、当該者（法人である場合は、その法人の業務を行う役員をいう。）及びその業務管理者には省令第8条第2項第6号に規定する書面及び様式第1号を提出させるものとする。
- 3 施行日前5年間より前に法第32条の登録を受けた採石業者（施行日において法第33条の認可を受けているものを除く。）で施行日以後において法第33条の認可を受けようとするもの（法人である場合には、その法人の業務を行う役員をいう。）及びその業務管理者又は第8条の規定に基づく登録証の再交付を受けようとするものからは、必要に応じて省令第8条第6号の規定に基づく書面及び様式第1号を提出させるものとする。